

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和6年2月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

### 1 契約の内容

#### (1) 事業年度

令和6年度

#### (2) 業務の名称

令和6年度伊都総合庁舎清掃業務

#### (3) 業務内容

別添「伊都総合庁舎清掃業務仕様書」のとおり

#### (4) 業務履行の場所

橋本市市脇4丁目5番8号 和歌山県伊都総合庁舎

#### (5) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 2 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって伊都振興局管内にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ、最低価格であった者を相手方とする。

また、次の各号に掲げる場合は、契約の相手方の決定を行わないものとし、再度見積合せを行うものとする。

(1) 2者以上の者から見積書の提出が無い場合。

(2) すべての見積書が予定価格を超えた場合。

### 3 契約の相手方の決定日時（予定）

令和6年3月19日（火）午後5時00分

### 4 契約の相手方の選定基準

(1) 上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

### 5 契約書の要否

要

### 6 見積書の提出期限及び提出場所等

#### (1) 提出期限

令和6年2月21日（水）午後5時00分

#### (2) 提出場所

和歌山県伊都振興局地域振興部総務県民課  
橋本市市脇4丁目5番8号 和歌山県伊都総合庁舎1階  
電話 0736-33-5004  
ファクシミリ 0736-33-4914

(3) 提出方法

(2) 提出場所に持参すること。  
または、郵送すること（ただし、2月21日（水）午後5時00分までに（2）  
提出場所に必着させること。）。

7 その他

(1) 発注（契約の締結）と関係予算の成立

この公告による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る令和6年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公告は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公告を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 発注（契約）の事務を担当する部局

この公告及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県伊都振興局地域振興部総務県民課

イ 所在地

橋本市市脇4丁目5番8号

電話 0736-33-5004

ファクシミリ 0736-33-4914

## 見積書提出等における説明事項

### 1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書（様式1）に必要事項を記入の上、提出を行うこと。  
清掃場所及び方法について説明が必要な者は事前に連絡すること。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。  
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税並びに「消費税及び地方消費税」を滞納している者でない証明書※を見積書と併せて提出すること。（※提出日において発行後3ヶ月を経過していない原本）

### 2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかつた見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

### 3 落札者の決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。  
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該調達事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 4 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
  - ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

(イ) 保険事業会社の保証

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

様式 1

## 見 積 書

見積金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

ただし、令和 6 年度伊都総合庁舎清掃業務に係る見積金

上記のとおり見積ります。

令和 6 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

参考様式

## 委任状

和歌山県知事様

私は、\_\_\_\_\_印を代理人と定め、下記事項を  
処理する一切の権限を委任します。

記

令和6年度伊都総合庁舎清掃業務の見積合わせについて

令和6年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 伊都総合庁舎清掃業務仕様書

この仕様書は、伊都総合庁舎の清掃業務を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本仕様書において和歌山県を甲とし、受託者を乙とする。

1 事業年度 令和6年度

2 業務名称 令和6年度伊都総合庁舎清掃業務

3 業務履行の場所 橋本市市脇4丁目5番8号 和歌山県伊都総合庁舎

### 4 業務内容

(1) 伊都総合庁舎本館のトイレ（乾式）・洗面所の清掃を1日に1回行う。

また、別館内のトイレ（湿式）・洗面所の清掃を原則として1週に1回行う。

なお、上記の各トイレに見合った清掃を実施するものとする。

①床：全面清掃（床全面を原則として1日に1回清掃する。）

②便器：洗浄（内側はブラシで掃除し、外側はぞうきんで拭く。汚れがひどい場合は適正洗剤を用いて洗浄、または拭く。）

③扉、壁：ぞうきん拭き（ただし、壁は目の高さぐらいまで。）

④洗面台、水栓、鏡等：ぞうきん拭き

⑤汚物容器等：汚物収集（汚物入れ及びゴミ箱の内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、ぞうきんで水拭きをする。）

⑥衛生消耗品：補充・交換（トイレットペーパー及び洗面所の液体石けんを補充し、消耗した芳香剤を交換する。）

※ 使用道具（ほうき、モップ等）及び衛生消耗品については甲から提供するが、ゴム手袋、長靴等の着用品については、乙が持参すること。

(2) 伊都総合庁舎の県民ロビー（1階1箇所）、階段（東西）のモップ等による除塵及び部分水拭き（汚れの目立つ部分は水拭きを行う。）を1日に1回行う。併せて、各階廊下（エレベーターを含む。）のモップ等による除塵及び部分水拭き（汚れの目立つ部分は水拭きを行う。）を1日に1回行う。ただし、塵等が目立つ所は隨時、除塵等を行うものとする。

また、4階及び地階の廊下、階段はほうき等による除塵のみを1か月間に1回行う。

(3) 伊都総合庁舎の県民ロビーの椅子及びテーブル等、エレベーターのボタン、階段の手すり、1階出入口（南、西、北の計3箇所）の取っ手、1～3階のドアノブ、トイレ及び給湯室の蛇口（通常手で触れる箇所。）を1日に1回消毒を行う。

また、廊下等に設置の消毒液の補充を適宜行う。

- (4) 嘸煙所の灰皿及びゴミ箱の清掃を1週間に2回行う。
- (5) 伊都総合庁舎玄関まわり（1箇所）の除塵を箒等を使い、1日に1回行う。  
また、通用口（南、西、北の計3箇所）については原則として週に3回行う。  
ただし、落葉等が少ない場合は省略することができる。
- (6) 伊都総合庁舎の大会議室、中会議室、サテライトオフィス、入札室、会議室B、研修室、軽作業室及び記者室について、モップ、箒等による除塵及び部分水拭き（汚れの目立つ部分はモップによる水拭きを行う。）を原則として1か月間に1回行う。（机は原則として2か月間に1回水拭きする。ただし、汚れが目立つ場合は隨時行うものとする。）
- (7) 原則として1年間に2回、（1）から（6）までの場所において、天井付近の蜘蛛の巣を取る等の清掃を行う（ただし、玄関吹き抜けホールを除く。）。
- (8) 建物外（駐車場、駐輪場）の拾い掃きを原則として1週間に2回行う。（月曜日・木曜日に行う。ただし休日・雨天等の場合は翌日等に振り替えることとする。  
熱射病等健康を損なうおそれのある日は除く。）  
また、落葉が多い時期には、必要に応じて拾い掃きを行い、落葉が少ない時期には、甲乙協議の上で回数を減らすことができる。
- (9) 中庭の落葉の拾い掃きについて、時期について甲乙協議の上、年に数回行うものとする。
- (10) 敷地内の植栽の草引きを、夏場を中心に適宜行う。（日射病等健康を損なうおそれのある日を除く。）
- (11) 臨時に新たな清掃が必要になった場合は、その旨を伊都振興局地域振興部総務県民課の職員（以下「総務県民課員」という。）に報告の上、その指示を受けること。  
また、作業中に施設の破損、故障箇所、その他異常を発見したときは、速やかに総務県民課員に報告することとする。
- (12) 衛生消耗品等については、在庫の状況を把握し、不足する場合は事前に総務県民課員に報告することとする。
- (13) 清掃業務により収集したごみは、分別のうえ、庁舎所定のごみ集積場所に搬出することとする。
- (14) 業務を遂行する上で必要となる機材（掃除機、芝刈り機等。）は品質良好のものを使用することとする。  
また、それらの機材は原則として乙において負担する。  
なお、機材で在庫があるものはその限りにおいて甲が乙に提供する。  
消耗品（着用品を除く）については、原則として甲から提供する。
- (16) 大雨警報等の警報が発令された場合及び仕様書に記載のない場合の対応は、甲乙協議するものとする。
- (17) 上記（1）から（13）までの業務は開庁日の9時から17時45分までの間に遂行することとする。

## 5 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）

## 6 報告等

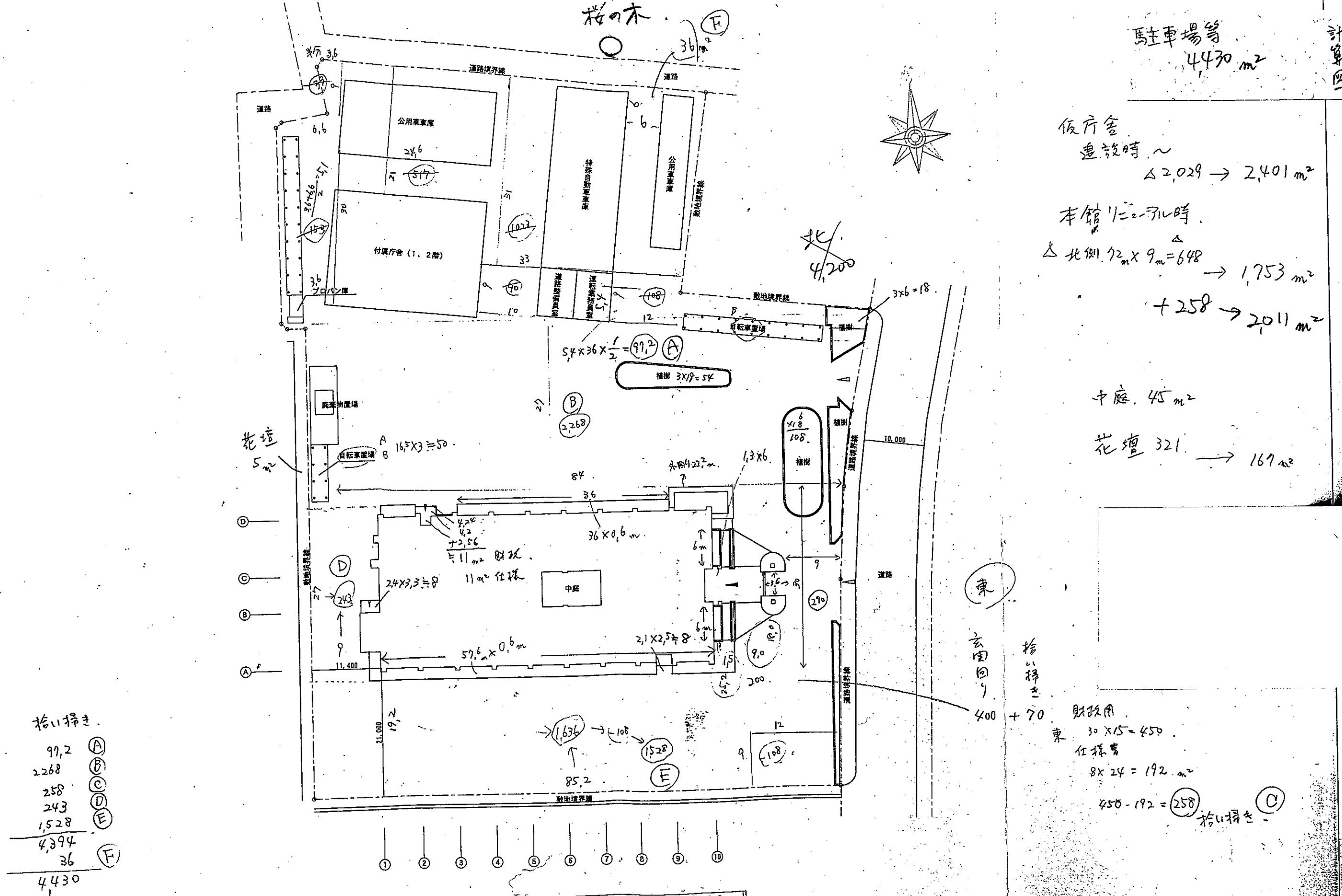
業務実績報告書を作成し、総務県民課員の確認を得ること。

## 7 その他

- (1) 乙は、業務実施に当たり従事者の名簿及び実施計画表を提出することとする。  
また、業務遂行時には名札を着用すること。
- (2) 総務県民課員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
- (3) 勤務状況不良その他の理由により、従事者について総務県民課員が不適当と認める場合は、従事者の変更について協議できるものとする。
- (4) 本業務の遂行において、適用を受ける関係法令等及び総務県民課員の指示を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 乙は、従事者の労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令等に従って行うこと。
- (6) 本業務の遂行において、乙の責めに帰する理由により、庁舎施設又は職員若しくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。
- (7) その他必要な事項については、隨時甲乙協議の上、定めるものとする。

伊都総合庁舎 総合案内(清掃区域図) 清掃区域





## 庁舎内の草引き該当箇所

